

埼玉県収入証紙制度廃止



キャッシュレスで 便利に!

コード決済が
使えるんだ!

私も電子マネーを
使ってみようかな

令和5年10月2日(月) キャッシュレス決済開始

令和5年12月末日
証紙の販売終了

令和6年3月末日
証紙の利用終了

窓口申請

キャッシュレス決済は2種類

電子申請

窓口でのキャッシュレス端末による支払手続

- クレジットカード及びデビットカード (Visa, Mastercard)

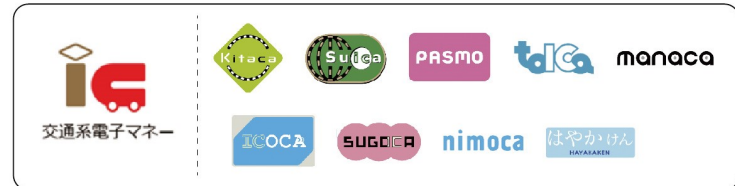


※デビットはご利用になれません。

- 電子マネー (nanaco, WAON, 楽天Edy)



- 電子マネー (Kitaca, Suica, PASMO, TOICA, manaca, ICOCA, SUGOCA, nimoca, はやかけん)



※PiTaPaはご利用になれません。

- コード決済 (PayPay, au PAY, 楽天ペイ, d払い)



「埼玉県電子申請・届出サービス」による
来庁不要の支払手続

- クレジットカード
(Visa, Mastercard, JCB, American Express, Diners Club)



- ペイジー

※ペイジー番号を発行し、ペイジー対応のATMやインターネットバンキングの手続画面に、発行した番号を入力することで支払いができる方法

※申請時に講習の受講が必要な手続などについては、電子申請が利用できないものもあります。

これまで証紙をご利用いただいていた手続については、
令和6年1月から原則として現金でのお支払はできなくなります。
電子マネーなど身近なキャッシュレス手段をご用意ください。



詳細は順次
コテラに掲載します!



お問合せ 埼玉県出納総務課 TEL. 048-830-5739 MAIL. a5710-14@pref.saitama.lg.jp

彩の国 埼玉県

⚠ 国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。